

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第五十四条第二項に掲げる措置の細目を定める告示

(平成二十二年三月三十日)

(国土交通省告示第二百五十一号)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)第五十四条第二項に掲げる措置のうち、制限区域に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するために行う本人確認その他の措置に関する細目を次のように定めたので、告示する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第五十四条第二項に掲げる措置の細目を定める告示

第一条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)第五十四条第二項の本人確認その他の措置は、原則として次の各号に掲げる措置により実施することとする。

一 身分証明書に記載された写真その他の個人識別情報との照合により、制限区域に立ち入ろうとする者が身分証明書に記載された本人であることを確認すること。

二 身分証明書に記載された情報により、制限区域に立ち入ろうとする者が所属する事業者を確認すること。

三 搬出入票の確認その他の措置により、制限区域に立ち入ろうとする者の立入りの目的について確認すること。

第二条 前条第一号及び第二号の措置は、国土交通大臣が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書又はそれと同等と認められる身分証明書により実施するものとする。

第三条 埠頭保安管理者は、制限区域に立ち入ろうとする者の所持する身分証明書が前条のものと同様と認められない場合にあつては、第一条第三号の措置を行うほか、次の各号に掲げる措置を行うことにより、本人確認その他の措置を行ったものとして取り扱うことができる。

一 制限区域に立ち入ろうとする者の氏名、所属その他の個人識別情報について、埠頭保安管理者が保管する管理台帳に記入させること。

二 制限区域に入場する際に一時的な立入りの許可証を発行し、制限区域内において常に携帯させるとともに、制限区域から出場する際には当該許可証を返却させること。